

## ○ 鈴鹿工業高等専門学校男女共同参画室規程

〔平成27年4月1日〕  
規則第97号  
最終改正 令和7年2月5日

### 鈴鹿工業高等専門学校男女共同参画室規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、鈴鹿工業高等専門学校運営規則（平成16年規則第2号。以下「運営規則」という。）第2条の3第4項の規定に基づき、男女共同参画室（以下「参画室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (業務)

第2条 参画室は、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 男女共同参画の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画の実施状況の点検、評価及び改善に関すること。
- (3) 男女共同参画の情報提供及び広報・啓発活動に関すること。
- (4) その他参画室の運営に関すること。

#### (室長及び副室長)

第3条 参画室に室長を置き、必要に応じて副室長を置くことができるものとし、それぞれ校長が指名する。

- 2 室長は、校長の命を受けて参画室の業務を掌理する。
- 3 副室長は、室長の業務を補佐する。

#### (室員)

第4条 参画室に、次に掲げる教職員を置く。

- (1) 室長の指名する教職員
- (2) その他校長が必要と指名した者

#### (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、参画室の運営その他必要な事項は、校長が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年3月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 女性総合サポート室規則（平成23年規則第89号）は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、令和7年2月5日から施行する。